

献血にご協力をお願いします



●期日 6月30日(金) ●時間 10:00~12:00、13:15~16:00 ●場所 町役場

※新型コロナウイルス感染症の影響により、血液が不足しています。会場でも感染予防対策を行います。
通常より時間がかかる場合があります。時間に余裕をもってお越しください。
※200ml献血は、医療機関からの需要状況により人数制限をする場合があります。

▶問い合わせ先 介護福祉課 福祉室 ☎26-2246 (直通)

小規模事業者の皆さまへ

吉岡町小規模事業者販路開拓等支援補助金



地域経済の活性化を図るため、販路開拓に取り組み小規模事業者に補助金を交付します。

▼対象事業者

創業から1年以上経過しており、町税などの滞納がない町内小規模事業者

▼対象事業

販路の新規開拓に取り組む事業で次のいずれかに該当するもの

広報事業

- ① ウェブサイトの作成・更新
 - ② チラシ・DM・カタログ・会社案内パンフレットの作成・更新・発送
 - ③ 新聞・雑誌・インターネット上へ掲載する広告の作成・掲載
 - ④ ECモールへの出店(登録料など初期費用に限る)
 - ⑤ 看板の作成・更新・設置
 - ⑥ インバウンドに対応する広告の作成・掲載
 - ⑦ 試供品・販促品の製造など
- 展示会などの出展事業**
- ① 会場の小間借上、装飾
 - ② 展示物の輸送

- ③ 展示会などに要する保険料
- ④ インバウンド対応に要する経費など

▼補助額

対象事業にかかる経費(10万円以上の2分の1 ※上限30万円)

▼申請期限

9月29日(金)

▼申請方法

申請書に必要書類を添付し窓口で申請してください。申請書は窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

※交付決定後の補助事業の実施が必須です。また、申請にはその条件があります。事前に町ホームページで確認するか、お問い合わせください。

※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

▼申し込み・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26・2280 (直通)

安全な通行のために

樹木の伐採・所有地管理のお願い



道路や歩道に張り出した枝や倒木は、通行する人や車の妨げとなり、大変危険です。強風・大雨など災害時の安全確保のためにも、樹木管理にご協力ください。特に、**通学路では、管理の徹底をお願いします。**

土地を所有している人へ

所有する土地などが次のような状態になっている場合は、樹木の伐採や枝払いが必要ですよ。

- 道路や歩道に枝が張り出している
- 枯れ木や折れ枝が通行の邪魔をしている
- 竹木の繁茂が通行の邪魔をしている

私有地から張り出した枝は、土地所有者に所有権があるため、町では伐採できません。

また、倒木などが原因で通行者や車に事故が発生した場合、樹木が植生する土地の所有者が責任を問われる場合があります。

民法第717条 土地の工作物等の占用者及び所有者の責任
道路法第43条 道路に関する禁止行為

▼伐採時の注意

- ① 歩行者や自転車、自動車の安全を十分確保し、また、転落事故などが起こらないように十分注意してください。
- ② 電線や電話線がある場所での作業する場合は、管理者の指導のもと、行ってください。

▼電力会社などの連絡先

東京電力パワーグリッド株式会社
0120・995・0007
または
03・6375・98003

▼土地・道路に関する問い合わせ先

建設課 用地管理室
0120・444・1113
または
113 (局番なし)

▼展示会などの出展事業

NTT (24時間年中無休)
113 (局番なし)

▼申し込み・問い合わせ先

産業観光課 産業振興室
☎26・2279 (直通)

危険なブロック塀はありませんか

吉岡町ブロック塀等除却補助金

ブロック塀の倒壊などによる人命被害を減らすため、危険なブロック塀の除去費の一部を補助します。

※ブロック塀を新たに造る工事部分は補助金対象外です。
補助対象となるブロック塀・工事

国、県、町が管理する道路のうち緊急輸送道路または指定通学路沿いにあるもの
 ※詳しい対象条件についてはお問い合わせください。

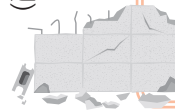
補助金額
 1mあたり2万円または除却費用の3分の2の低い方(上限20万円)

申請期限 12月28日(金)
 ※予算がなくなり次第、受け付けを終了します。

ブロック塀の安全点検をしましょう

ブロック塀が老朽化してひびや傾きは出ていませんか。地震の少ないと思われている地域でも地震は突然発生します。定期的に点検を行い、安全を確認しましょう。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼問い合わせ先
 建設課 都市建設室
 ☎26・2278(直通)



今月の手話

「雨」



両手のひらを開いて指先は下に向け、同時に2回下ろします。

月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ

高齢者と見守る人の 消費者トラブル

高齢者の消費者トラブルの未然防止や早期発見のために、高齢者と高齢者を見守る人に向けて、気をつけてほしい消費者トラブルをご紹介します。

- 渋川市消費生活センター ☎22-2325
(月)～(金)午前9時～午後4時 (祝)・年末年始を除く)
- 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
- 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶



トラブル例

- 屋根、外壁、水回りなどの住宅修理
- インターネットや電力、ガスなどの契約切り替え勧誘
- スマホに関するトラブル
- 健康食品や医薬品の定期購入
- パソコンのサポートを騙った詐欺
- 突然の訪問または電話勧誘
- インターネット通販

トラブルを避けるには

家族や周りの人が日頃から本人の様子を見守り、変化にいち早く気づくことが大切です。不審な電話や訪問への対応は事前に話し合っておきましょう。

困ったときはできるだけ早く消費生活センターへ相談しましょう。

消費生活センターには家族やホームヘルパー、地域包括支援センターなどの職員も相談できます。